

# 八幡市工事等成績評定要領

(目的)

**第1条** この要領は、八幡市が発注する請負工事等(八幡市が受託した工事、業務委託及び製造の請負に係るものを含む。以下「工事等」という。)において八幡市請負工事等検査規程第18条の成績評定(以下「評定」という。)について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者(以下「請負者」という。)の適正な選定及び育成指導に資することを目的とする。

(評定の対象)

**第2条** 評定は、原則として1件の請負金額が100万円以上の工事等を対象とする。ただし、工事等のうち、単価契約工事、浚渫、草刈等均一な作業などで、検査担当課長が必要ないと認められたものについては、評定を省略できるものとする。

(評定者)

**第3条** 工事等の成績の評定者(以下「評定者」という。)は、八幡市請負工事等検査規定第2条に定める当該工事等担当課長、監督職員及び同規定第4条に定める検査員の3名とする。

(評定の方法)

**第4条** 評定は、工事等発注単位ごとに独立して行うものとする。

- 2 評定は監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
- 3 評定は、工事にあっては別記様式第1の工事成績評定表によって行うものとし、業務委託にあっては、別記様式第2の業務成績評定表によって行うものとする。

(評定表の提出等)

**第5条** 検査員である評定者は検査実施のつど、工事等担当課長又は監督職員である評定者は工事等完成のときに、それぞれ評定を行うものとする。

- 2 評定者は、完成検査後遅滞なく評定表を検査担当課長に提出するものとする。

(評定結果の通知)

**第6条** 検査担当課長は、工事等成績評定表について、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく当該工事等の請負者に対して、評定の結果を発注者名で別記様式第3及び3-1により通知するものとする。

(評定の修正)

第7条 発注者は、評定の結果を通知した後、瑕疵が判明した場合等で評定を修正すべきと認める場合は、評定を修正し、その結果を当該工事等の請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 第6条又は第7条による通知を受けた者は、通知を受けた日から7日(「休日」を含む。)以内に、別記様式第4により、当該工事等の発注者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 発注者は、前項による説明を求められたときは、別紙様式第4-1により回答するものとする。
- 3 前2項の事項については、第6条または第7条の通知において明らかにするものとする。

(再説明請求等)

第9条 第8条第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して7日(「休日」を含む。)以内に、別記様式第4-2により、発注者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 発注者は、前項による説明を求められたときは、別紙様式第4-3により回答するものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、業務委託の成績評定を除く。